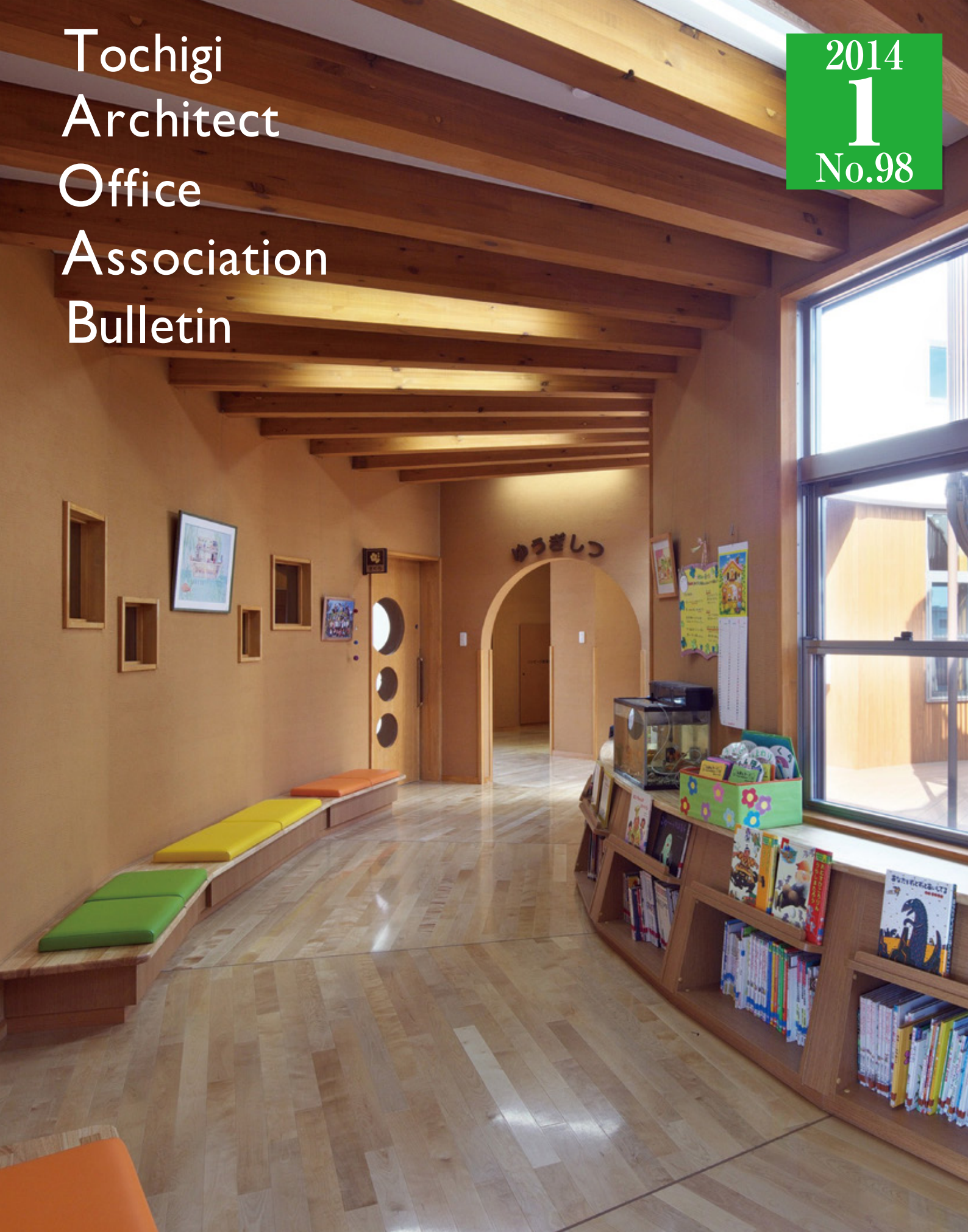


Tochigi
Architect
Office
Association
Bulletin

2014
1
No.98





建築士事務所憲章

建築士事務所は、建築や環境が文化の形成に占める重要な意味を認識し、社会の健全な進歩と発展に寄与します。

- 誠意をもって設計と監理の業務を遂行し、建築主の期待に応えます。
- 健康で快適な生活環境の創造と、安全安心、持続可能で良質な資産の形成を図ります。
- 自己研鑽を怠らず、職業倫理を高め、法令遵守と公益の立場に立って最善を尽します。
- 設計意図の理解を施工者に求め、公正に工事を監理します。
- 互いに信頼を深め、連帯の精神をもって、職務を全うします。

平成20年5月

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
一般社団法人 栃木県建築士事務所協会



2014/1 No.98 目次

年頭ご挨拶	会長 佐々木宏幸	3
平成26年 新年知事あいさつ	栃木県知事 福田 富一	4
特集 第37回建築士事務所全国大会(三重大会) おいらないな 美し国 三重へ行く3日間の旅		5-7
広告 積水樹脂株式会社		8
第25回栃木県マロニエ建築賞受賞作品を語る会		9-10
法律シリーズ No.55 交通事故の責任について 弁護士法人佐藤貞夫法律事務所 弁護士 山口 忍		11-12
税務シリーズ No.19 消費税率アップと経過措置	久保井会計事務所 久保井一臣	13-14
コラム 日本の製造業復活にFMの視点を	広報・渉外委員 大高 宣光	15-16
コラム 会津藩主松平容保公、東照宮宮司となる	広報・渉外委員 中村 清隆	17-18
「告示15号」は大切な宝物	(有)日事連サービス 中川 孝昭	19
新入会員・新賛助会員の紹介		20
協会日誌 2013.7~2013.12		21-23
協会活動通信		24
編集後記		24

表紙紹介

南高根沢ひばり保育園 第25回 マロニエ建築優良賞(優良保育環境賞)



太陽の光と風が通り、緑を感じることが出来る、明るくみんなが笑顔になる保育園を目指しました。全ての保育室を南面配置し、幼児エリア(3・4・5歳)と、乳児エリア(0・1・2歳)を区分けしたゾーニング計画により、月齢に合わせた“まなび”と“あそび”を可能としました。

空間に多様な機能を与え、様々な学びと遊びが展開出来る空間をご提案しました。例えば、あおぞらひろばを回遊する円形ホールは、全てのエリアを行き止まりなく結ぶ廊下という機能の他に、中庭に面した“絵本の森”、ひばりキッチン学習エリア、ひばりホールのステージへと姿を変えます。

鳥瞰写真からも見えるように、インパクトあるデザインですが、「建築で環境をつくること。」に責任を感じながら設計を進めました。外観ファサードは建物ボリュームを可能な限り低層とし、芳賀町芳志戸地区の田園風景に調和したデザインとすることに配慮しました。

株式会社 安藤設計

年頭ご挨拶



一般社団法人 栃木県建築士事務所協会
会 長 佐々木 宏 幸

新年明けましておめでとうございます。謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。当協会の事業活動につきまして、会員の皆様方には日頃よりご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、年明けから政権が変わり政局が激変した年となりました。建設産業界も3年3ヶ月に及んだ公共事業予算の大幅削減の政策から年末の国土強靱化基本法の成立により本格的な、建設事業拡大へと向かっております。2020年には東京オリンピック・パラリンピックの招致が決定し、又本県に於いても2022年の栃木県国体招致が内定、それに伴うスポーツゾーンの整備や、宇都宮市を中心とした都市インフラとしてのLRTの整備等様々なプロジェクトが動き始めましたが、首都圏と地方、各産業界の不均衡、とりわけ建設産業界での構造的問題を今後、如何に解決していくのか、業界全体の強靱化をどう進めていくのか、将来の業界の方向を左右する正念場の年といって過言はないのではないのでしょうか。

既にお伝えしておりますが、昨年末に大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施を義務付け、耐震改修を促進させるための改定耐震改修促進法が施行されました。これにより今後起るとされている、首都直下型地震や、南海トラフ等での地震に対して早急に備えることとなりました。

様々な重要な課題を抱える本年は、又我々建築士事務所協会にとって特別な年となるのではないのでしょうか。永年の課題であった設計監理業の確立を実現するために不可欠な法制度である「業」を明示した「建築物の設計・工事監理の業の適正化および建築主等への情報開示の充実に関する

共同提案」を建築設計三会（日事連、士会連、JIA）として取りまとめ、法的成立を目指しています。大切なことは、社会基盤の適切な整備、建築の質の向上を常に目指す上で、設計監理を確立するための最重要事項である、無登録業務と一括再委託の禁止、設計・工事監理の業務契約の義務化等を規定する法律が実現されることにあります。この法的成立の活動に対し、ぜひ皆様のご理解、ご協力を賜りたいと思います。

さて、本年は、共同提案による法的成立を目指すと共に当協会の加入率3割を目指す会員増強にも確実に取り組んでいかなければなりません。会勢拡大による財務基盤強化を果し、昨年からの知事指定された「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」を始め、様々な協会活動に加え、本県の建設産業界全体への一助として企画した、県内建築系大学生と実務者との意見交換会を「産・学・官」連携への取り組みへと発展させ、更なる成果をあげていきたいと思っております。又当協会が、継続的に取り組んでおります、建築物のライフサイクル全体を担うツールとしての「BIM」のガイドライン（「Building Information Modeling」のモデリングルール）が25年度内に官庁営繕事業において示されようとしています。このモデリングルールは、国交省の官庁工事に留まらず、早々に公共工事全体のルールとして広まることと思われます。我々の業務が、2次元から3次元への展開へと移行する時期を愈々迎えようとしています。

当協会はこのこれまでの活動を元に時代の潮流をリードし更なる発展を遂げたいと思います。引き続き会員の皆様のご協力を心よりお願いし、皆様のご健勝、ご多幸を祈念申し上げます。新年のご挨拶といたします。



平成26年 新年知事あいさつ



栃木県知事

福田 富一

一般社団法人栃木県建築士事務所協会会員の皆様、あけましておめでとうございます。

日本経済は、政府が打ち出した経済政策等により企業収益の改善が進み、景気は回復しつつあります。さらに、政府は、デフレからの早期脱却と経済再生の実現に向け、「日本再興戦略」の具体化を加速しており、今年は景気回復の動きがより確かなものとなることを期待しております。

さて、昨年は、東日本大震災からの復興を仕上げの段階へと進めるため、県を挙げて、県産農産物等の安全・安心の確保や戦略的な観光誘客対策、再生可能エネルギーの導入拡大などに取り組んで参りました。皆様の“ふるさととちぎ”への強い思いが原動力となり、着実に復興を遂げてきたと感じております。

今年は、これまでの復興の取組を推進力に、更なる高みを目指し、復興から成長・発展へと飛躍するときであると考えております。

そのため、4年目となる栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」の着実な推進とともに、「復興から力強い成長に向けた取組」、「“とちぎ力”の発信」の2点を重点事項として取り組むこととしております。

「復興から力強い成長に向けた取組」では、引き続き、風評被害の払拭、指定廃棄物の処理など東日本大震災に係る課題の解決に向け、取組を着実に進めて参ります。また、昨年11月25日に施行された改正耐震改修促進法により、要緊急安全確認大規模建築物に対する耐震診断が義務化され自治体に結果の公表が課されるなど、耐震化の促進は急

務であります。建築士事務所協会の皆様には本県の耐震改修促進への取組につきまして、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

「“とちぎ力”の発信」では、本県が全国に誇る多彩な地域資源や質の高い農林水産物等のとちぎの魅力・実力に更に磨きをかけるとともに、オール栃木体制で発信力の強化を図り、全国の人々を惹きつけ、本県が様々な分野で選ばれるよう取り組んで参ります。

昨年は、平成29年度の技能五輪全国大会・全国アビリンピックの開催地内定、平成34年の第77回国民体育大会・第22回全国障害者スポーツ大会の開催県内々定と、本県にとって、明るい知らせが相次ぎました。さらには、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定されました。私は、これらの大会の成功に向けた大きな気運の高まりを十分に活かしながら、「元気度 日本一 栃木県」の実現に全身全霊を傾けて参りますので、会員の皆様のより一層の御理解と御支援をよろしくお願いいたします。

年の始めに当たり、私の所信を申し上げますとともに、皆様にとって素晴らしい年となりますことをお祈り申し上げます。新年のごあいさつといたします。

平成26年1月

特集

第37回建築士事務所全国大会(三重大会)

《建築の原点 文化・魂と技の継承のまち》

おいないな 美し国 三重へ行く3日間の旅

1日目 8月9日(金)

JR宇都宮から、いざ出発!

若干遅刻気味の人もいたが、何とか間に合い、参加者35名を乗せた東北新幹線(なすの260 07:02発)は三重に向かっていざ出発、途中新幹線が止まるアクシデントがあったが、3分遅れで、無事東京駅に。その後東海道新幹線名古屋駅を経由して、予定通り全国大会の会場「三重県営サンアリーナ」に到着。

全国大会会場にて

まずは玄関先で全員の参加の証となる記念撮影。その後会場のロビー・エントランスにて受付後、メインアリーナに入る。13時からのパネルディスカッション「建築文化の継承とまちづくり」・「伊勢神宮千三百年の知恵」などを題材にした4人の方々(コーディネーター:三重大学 浅野聡教授、パネラー:河合真如・千種清美・尾関憲一 敬称略)、そのほか地元歓迎アトラクション『木遣り』、更には記念講演に栗生明の「建築の原点・祈りと遊び」を聞くことが出来た。

16時25分より大会記念式典が始まり大会実行委員会の挨拶を皮切りに来賓(国土交通大臣など)の挨拶を頂いた。



会場にて

2013年
8月9日(金)~11日(日)
参加者35名



その後の表彰式には年次功労者表彰に、当協会の阿久津新平理事が受賞された。一方サンアリーナにて記念パーティーも行われた。

ホテルルートイン松坂駅東へ

式典終了後、貸し切バスにて松阪市内のホテルに到着したのは、19時を回っていた。チェックイン後、皆で懇親会場に行き、メインの松阪牛を食べながら、全国大会の話で盛り上がり、一日目が無事終了した。



松坂牛すき焼



2日目 8月10日(土)

お白石持ち行事組（一班）と郡上八幡観光ツアー組（二班）に分かれる

一班（役員など5名）は昨夜の疲れか、眠い目を擦りながら朝の5時に起き朝食を済ませ、白装束に着替えジャンボタクシーにて20年に一度の大祭（神宮式年遷宮）伊勢神宮お白石持ち行事に参加。宮川より拾い集めた「お白石」

を奉曳車・木そりに乗せ、沿道や川を練り進む。神域に入ってから、各々が白布に「お白石」を包み、遷宮後は立ち入ることの出来ない新宮の御垣内、真新しい御正殿の近くまで進み、持参した「お白石」を奉献する事が出来た。お白石持ち行事は、国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として選択され、また伊勢市の「無形民俗文化財」として指定されている。



※お白石持ち行事

一連の遷宮諸行事のひとつであり、新しい御正殿の敷地に敷き詰める「お白石」を奉献する民俗行事で、宮川より拾い集めた「お白石」を奉曳車・木そりに乗せ、沿道や川を練り進みます。神域に入ってから、一人ひとりが白布に「お白石」を包み、遷宮後は立ち入ることの出来ない新宮の御垣内、真新しい御正殿の近くまで進み、持参した「お白石」を奉献する行事です。

一方、二班（役員など5名を除いた30名）は長良川の上流にある、「宗祇水」に代表される清冽な水と夏の郡上おどりで有名な郡上八幡と、うだつの上がる町並み 美濃市を散策。職人町、鍛冶屋町といった町名にひかれてそぞろ歩けば、そこには古い家並みとその軒先をほとばしるように流れる水路がある。柳町の家々は侍町のおもかげを残しており、隣家との境に袖壁をもつのが特徴。江戸時代から変わらない地元の暮らしを感じる事が出来た。



うだつ



うだつの上がる町並み 美濃市



岐阜長良川温泉旅館に一班と二班が合流

先に二班が長良川温泉に到着（16時頃）後、間もなく一班と合流。

17時頃ロビーに集合し、いざ長良川の名物鵜飼に出発。途中、鵜匠（鵜飼漁をする人）の説明を聞きながら船に乗り込み楽しいひと時を過ごした。

その後、温泉に浸かりながら旅の疲れを癒して、2日目の行事が終了。



鵜飼

※鵜飼とは

伝統装束に身を包んだ鵜匠が鵜を自在にあやつって鮎を狩る伝統的な漁法で、およそ1300年の歴史があり岐阜の夏の風物詩として受け継がれ、「鵜匠」という地位を与えた織田信長や、鮎鮓を好んで献上させた徳川家康など、時の権力者に保護されてきたといわれている。伝統装束に身を包んだ鵜匠が鵜を自在にあやつって鮎を狩る観光行事のひとつ。



スパイラルタワーズ



トヨタ博物館

3日目 8月11日(日)

朝食後貸切バスにて、長良川温泉をあとに、一宮木曾川ICを経由して堀田ランプ→トヨタ博物館→徳川美術館などを見学しながら昼食会場へ。沢山のアルコールを補給し、再びバスに乗り込み名古屋モード学園を散策しながらJR名古屋駅に到着。駅で沢山のお土産を買い東京駅を經由して無事宇都宮駅に到着。

今回も企画運営に関わりました株式会社トチギ旅行開発様はじめ、関係各位の皆様にご礼申し上げます。大変お疲れ様でした。

(記事担当：教育情報委員会 市田登)

セキスイ 防音めかくし塀 PS-4型

(遮音タイプ・吸音タイプ・通風タイプ)



騒音対策でご施主様からのご要望はないでしょうか？

施工事例①：学校室外機対策

当初ルーバーフェンスのみで設置されていたが騒音がして苦情が寄せられる



対策として内側に防音めかくし塀を設置して騒音を緩和

施工事例②：工場騒音対策

工場の騒音で近隣住民より苦情が寄せられる

対策として万年塀を取り壊し、防音めかくし塀を設置して騒音を緩和、周囲の景観性にも配慮

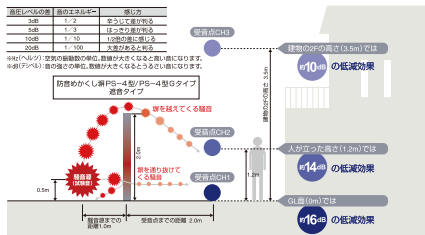


防音性 独自の二重壁構造で優れた防音性能を実現

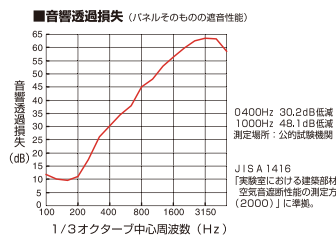
遮音パネルは、セキスイ独自の二重壁構造になっております。壁と壁の中空部分には多孔質樹脂を配置し、軽さと高遮音性を両立しています。また、二重壁の部材には、セキスイ独自の技術で開発したプラメタル(アルミ・樹脂積層複合材)を採用しており、剛性、軽量化・遮音性をさらに高めています。

フェンス設置時の音響試験

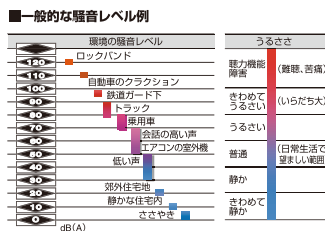
弊社音響試験棟半無響室内で、実際の設置状態を想定した音響性能試験を実施しました。下の試験模式図のように「防音めかくし塀PS-4型」の有無による音圧レベル差を測定しています。



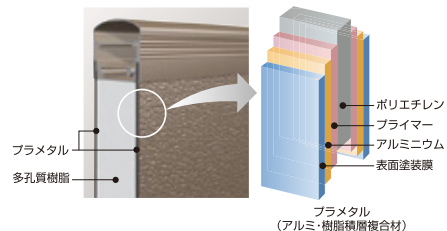
※音源：ピンクノイズ(試験用の雑音で、テレビの放送が終わった時の音と同じです。)



※試験結果の数値は、参考値であり、保証値ではありません。



遮音タイプ(パネル断面構造図)



施工性 片側施工

片側方向のみの施工場所でも対応可能

背面から施工できないケースにも対応可能



フェンス強度

改訂建築基準法施工令第87条
Vo=34m/s 地表面粗度区分Ⅲ

高さサイズ

1500、# 2000、# 2500、# 3000、
3500、# 4000、# 4500、# 5000

標準色

ホワイト、ブラウン、ステンカラー

第25回栃木県マロニエ建築賞 受賞作品を語る会

栃木県、一般社団法人栃木県建築士会、一般社団法人栃木県建築士事務所協会、一般社団法人栃木県建設業協会及び公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部栃木地域会が主催する栃木県マロニエ建築賞表彰式の第二部として「受賞作品を語る会」が行われました。



左：株式会社小野里信建築アトリエ小野里信氏
右：カトリック松が峰教会教会会館建設委員会委員長 金彪氏

左：株式会社安藤設計星野友宏氏
右：南高根沢ひばり保育園理事長大根田安利氏

日時：平成25年11月13日
会場：栃木県庁講堂

マロニエ建築賞

「カトリック松が峰教会 -マリア会館-」

増山正明氏（以下増山）：執務空間、居住機能、聖堂としての機能などいろいろな機能を、内部空間も含め丁寧に作り上げており、感銘をうけました。

宇都宮市のランドマーク的な存在である「松が峰教会聖堂」との関係性をどうデザインするかが、今回のマリア会館設計にあたっての最初の大きなテーマであったであろうと思います。そのあたりどのようなスタディーをされたのか、経緯も含めてぜひお聞かせください。

小野里信氏（以下小野里）：図面と模型をかなり製作しました。一番初めから意識がありましたのは、聖堂の垂直性に対してマリア会館がどういうふうに対峙していくかということです。わりと初期の段階から、L字型プランというのは出てきていたように思います。お隣におられます金教授をはじめ建設委員会の方々とは、ミサの前や朝早くの時間からなど、模型で何度もスタディーを重ねました。水平線を強調するというアイディアは初期の段階からありました。屋根の張り出しの寸法も模型の中でよく検討しました。

増山：建物としての夜の表情もかなり意識されていて、開口部の大きいところは十分にそれを生かして投光照明やシースルーの照明を併用されています。特に円形の陶板の

ところは、テクスチャを強調されたうまい投光照明をされている。ライティングのデザインについてもどのようなスタディーをされたのかご紹介ください。

小野里：水平線を強調していくという点では、ライトアップも有効に働いています。これについても、金教授とかなりスタディーを繰り返し、光をどのように当てたら水平線やアールが美しくできるかを検討しました。影の美しさを、陶板の凹凸や横ラインの杉板の凹凸感により生かしていくことができたかなと思います。

マロニエ建築優良賞（優良保育環境賞）

「南高根沢ひばり保育園」

増山：子どもたちにとって多様な行動や遊びができる、すばらしい環境を提供されていると思いました。パブリックスペースとして、外部空間の園庭、デッキやテラスという戸外・半戸外の空間、内部のアトリエやホール、そういった連続的な多様な空間が用意されています。それらの、子どもたちの利用形態で特徴的なことや、子どもたちに人気のある空間、また子どもたちによる想定外の使われ方などがあたらご紹介ください。

星野友宏氏：例を上げますと、室内と外を繋ぐ木デッキと回廊は、幼児・乳児・事務エリアを繋ぎ、全て園庭に面し



				
マロニ工建築賞 カトリック松が峰教会 —マリア会館—	マロニ工建築優良賞 (優良保育環境賞) 南高根沢ひびり保育園	マロニ工建築優良賞 早坂邸・多面体那須塩原	マロニ工建築優良賞 栄研化学野木事業所 オペレーションマネージメントセンター	マロニ工建築優良賞 三島屋商店
	マロニ工建築賞審査会副委員長 増山 正明氏 工学博士 足利工業大学工学部創生工学科 建築・社会基盤学系 教授			マロニ工建築賞審査会委員 山島 哲夫氏 工学博士 宇都宮共和大学シティアライフ学部 学部長 教授

ている形状になっています。座り、眺め、遊び、集い、食べる、様々な子ども達の動きを想定し、細部に渡り打合せを行いました。これに限らず、先生方の様々な視点からご要望をいただきましたので、現在想定外ということはなかなかございませんが、こちらで意図したこととご要望にお答えできた部分を含めまして、本当に良く使って頂いているなと感じております。

園舎に限らず園庭においても、万が一の事故の無い様に目の届かないところを造らない工夫や、子ども達が様々な遊びを展開出来るよう検討を重ねました。子どもたちは事故なく活発に遊んでくれていますし、保育園に遊びに行った際の子ども達の明るい笑顔を嬉しく思います。

大根田安利氏：建設にあたっては、建設委員会をつくり全職員と多くの保護者で構成しました。保護者が期待している保育園とは、どのような保育を望んでいるのか、行事やお迎えの時の動線、また、保育する側からの視点を基にしたポイントなど、要望は200近くありましたが、一つ一つ設計の段階で実現して頂き、99%考えた通りの形となり、私たちの望んだ保育園に出来上がったと考えております。

山島哲夫氏：現地に行ったときに、働いている方々は「いいものができた、良かった」と大変よろこんでいました。そして子どもたちが本当に楽しそうに動いていたのがとても印象的でした。

マロニ工建築優良賞「早坂邸・多面体那須塩原」、「栄研化学野木事業所オペレーションマネージメントセンター」、「三島屋商店」の三作品についても、この後有意義な意見交換が行われました。

増山副委員長講評（抜粋）

今回の受賞作品は、建築に与えられた諸条件をていねいに分析し、その場所性をきちんと読み解き、そこにあるべき姿をきちんと答えとして導き出している、そういう作品です。

建築に対し、深い理解や愛情を持って関わっているということが伝わって参りました。

建築に本来求められている機能性とかデザイン性といった建築の「個」の部分が果たす役割を実現するとともに、建築と環境、都市といった外部との関わりを十分に表現している、あるいは景観との関わりにおいて、社会的な責任をもって存在することによっての価値とか役割というものを外部効果として十分に表現していただいた、この両面を満足した優れた建築作品だと思っております。

優れた建築作品が栃木県をリードして行く、街に、周囲に、効果的に又心地よい刺激を与えてくれると確信しています。

交通事故の責任について

弁護士法人佐藤貞夫法律事務所

弁護士 山口 忍

1 はじめに

現代社会の特徴の1つにモータリゼーションが挙げられます。私たちの生活をみても、毎日の通勤や行楽など自動車を使用することが当たり前の日常になっています。このような社会においては、交通事故は決して他人事ではなく、誰しものが加害者又は被害者になる可能性を潜在的に持っているといえます。ですので、交通事故が発生してしまったとき、運転者にはどのような責任が生じ得るのかを理解しておくことは有益と思われる。今回は、交通事故によって生じ得る責任の概要をお話したいと思います。

2 刑事処分

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、7年以下の懲役もしくは禁固又は100万円以下の罰金に処せられます（刑法211条2項）。「自動車の運転上必要な注意」とは、自動車の運転者が、自動車の各種装置を操作し、そのコントロール下において、自動車を動かす上で必要な注意義務のことをいいます。よそ見するなどして前方を注視すべき義務を怠り、その結果追突事故を起こしてしまったケースが本罪の適用される典型例です。

また、アルコールや薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させたり、自動車の進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させたりするなど故意に危険な運転行為を行い、その結果人を負傷させた者は、15年以下の懲役に処せられ、人を死亡させた場合には1年以上の有期懲役に処せられることとなります（刑法208条の2）。これを危険運転致死傷罪といいます。従前は業務上過失致死傷罪が適用され過失犯として軽く処罰せざるを得なかった行為類型ですが、行為の悪質性を考慮して、平成13年の刑法改正により新たに独立した罪として設けられたものです。

そのほかにも、人身事故を起こした際、運転者には被害者を救護する義務や警察官に事故の発生を報告する義務がありますが、いわゆる「轢き逃げ」のように救護義務に違反

した場合にも、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処せられる可能性があります（道交法117条の5第1号、72条1項前段）。

これらが交通事故に係る刑事上の責任としては代表的なものです。

3 行政処分

交通事故によって生じる責任は刑事処分だけではありません。運転者が道交法等の規定に違反した場合には、免許の取り消しや停止処分がなされることとなります（道交法103条1項5号）。先ほどお話した危険運転致死傷罪に該当する場合はもちろん、自動車運転過失致死の場合であっても当該死亡交通事故がもたら運転者の不注意により発生した場合には、免許が取り消されることとなります。これらの免許の停止や取消しといった行政処分は、道路の交通安全を確保し、交通事故の発生を防止するという行政上の目的を達成するための制度です。1つの交通違反に対し、刑事処分と行政処分という2つの不利益処分を行うのは、同一の行為を二重に処罰することを禁止した憲法39条に違反するのではないかがかつて問題になりましたが、最高裁判所は同条の違反を否定しています。

4 民事責任

刑事処分や行政処分は、運転者が国家との関係で有する責任ですが、交通事故の当事者間においても、民事上の損害賠償責任が生じます。損害賠償責任の根拠としては、民法709条の不法行為責任や同法715条による使用者責任がありますが、中でも自賠法3条による運行供用者責任が重要です。民法上の不法行為責任等では、被害者は、加害者に故意又は過失があったことを立証しなければなりません。自賠法3条の運行供用者責任では立証責任が転換され、加害者側において自己に過失がなかったことを立証しなければ損害賠償責任を免れることができません。その意味で、被害者側に有利な規定になっています。



賠償すべき損害には、積極損害（治療費や通院交通費など実際に支出した費用）、消極損害（後遺症や死亡により得られなくなった収入分の損害）、慰謝料などがあります。また、物損の事案では、修理費や代車の使用料も問題となります。賠償の対象とされる損害の範囲は、交通事故と相当因果関係の認められる損害全てですが、「相当因果関係」という基準がかなり評価を含んでいますので、裁判では賠償の範囲が厳しく争われることも稀ではありません。

なお、これまで民事と刑事の責任追及はそれぞれ独立した別個の手続で行われるのが原則でしたが、近年、一定の犯罪については、刑事事件を担当する裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができるようになりました（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため

の刑事手続に付随する措置に関する法律）。現状、自動車運転過失致傷罪ではこの制度を利用することはできませんが、危険運転致死傷罪の場合には利用することができますので、簡易迅速な方法により損害賠償を受けることが可能です。

5 終わりに

以上お話ししたように、交通事故からは少なくとも3つの決して軽いとはいえない責任が生じ得ます。交通事故は当事者の人生を根底から狂わせてしまう恐ろしさがあります。他人を傷付けないためにはもちろんですが、自分の身を守るためにも、交通ルールを守って運転することは不可欠だといえます。

以上

次代の時代へ → 提案力 + 施工力

次代への**プラス**がここに 있습니다。

営業品目
 ■建築・住宅資材関連 ■土木・基礎構造材関連 ■省エネ・環境・セキュリティ関連
 ■リニューアル関連 ■外装リフォーム関連

JASDAQ 上場 URL <http://www.fujii.co.jp/>

藤井産業株式会社

建設資材部 本社: 宇都宮市平出工業団地41番地3 TEL 028-662-6077
 小山支店・水戸支店・つくば支店・さいたま支店・東北支店

社団法人
 栃木県建築士事務所協会の皆様と共に歩む...

消費税率アップと経過措置

久保井会計事務所

久保井 一 臣

はじめに

平成元年4月1日に導入されてから25年を経た日本の消費税の「税率」は、当初3%、8年後の平成9年4月1日に5%に引き上げられた。それから17年後の平成26年4月1日に8%、更に1年半後の平成27年10月1日に10%、と2段階でアップされる。10%へのアップに関しては、今回の8%へのアップが国民生活に及ぼす諸影響が分析・検討され、実施時期・制度変更等が大きな問題となるかもしれない。

消費税導入から4半世紀、制度としては定着したと思われるが、日本の消費税は今後どのような方向に向かうのであろうか？ 先ず、「税率」に関しては、西欧・北欧型の高消費税率（20%～25%）を目指して行くであろうといわれている。租税関係の有力な専門家の考えを集約してみると、少なくとも20%には行くであろうとする見方が強い。日本がいよいよ西欧・北欧型の高消費税率の国家になるわけで、これは国の強い意思である。次に、平成26年4月1日の消費税率アップ問題のときにも論議された消費税の「軽減税率制度の導入」の是非、導入した場合の軽減税率の対象品目の決定と税率、等が問題となるであろう。例えば、スウェーデンは、25%・12%・6%の複数税率を採用している。現在の日本は、消費税の経理方式として「帳簿方式」を採用しているので、複数税率への対応が難しいとされる。「インボイス（税額票）方式」（商品ごとに税額や税率の明細を記入する）では複数税率への対応も可能とされるが、日本に定着した帳簿方式からインボイス方式への制度の変更も困難であるし、インボイス方式にも問題点がある。ごまかしが少ないとも言われるが、事務処理の煩雑さに加え、不正に利用される（インボイスが金券となる？）可能性が指摘される。軽減税率を導入した場合、税収減が当然に発生するという事情に対し、自民党・財務省が渋っているというのが現在の構図である。

1. 消費税率の引き上げ

引上げ実施日と適用税率

	消費税の税率	地方消費税の税率	消費税と地方消費税の合計税率
現行	4%	1% (消費税額の25%)	5%
第1段階 (平成26年4月1日施行)	6.3%	1.7% (消費税額の63分の17)	8%
第2段階 (平成27年10月1日施行)	7.8%	2.2% (消費税額の78分の22)	10%

2. 経過措置

● 施行日前後を通して継続している取引で契約内容に変更が無い場合

● 工事に長期間要するもの

● 前売り等により引上げ前の税率を適用することが妥当と認められる取引等

以上の取引については、施行日以後に行われる課税資産の譲渡等についても引上げ前の税率を適用することとする税率に関する経過措置が設けられた。平成25年10月1日の指定日は過ぎたが、現在のスケジュールでは、平成27年10月1日の消費税率10%への引上げ日（施行日）の半年前の平成27年4月1日に経過措置の指定日がある。1年半の期間の中で2回の消費税率の引上げがあり、経過措置が採用されるから、5%、8%、10%の取引が混在することになるので、契約、事務処理等に十分な注意が必要である。

● 指定日の前日までに契約したことにより適用される措置

- ① 工事等の請負契約 ② 資産の貸付け契約 ③ 指定役務の提供契約 ④ 予約販売に係る書籍等 ⑤ 通信販売 ⑥ 有料老人ホームの終身入居契約

● 施行日にまたがる取引について適用される措置

- ① 旅客運賃等 ② 電気・ガス・水道料金等 ③ 特定新聞等

3. 契約内容を証する書類

経過措置の適用要件を満たすために、契約の締結時期・

工事内容その他、契約があったことを証する関係書類を整えておく必要がある。

4. 着工日・手付金

指定日の前日までに契約を締結した請負工事であれば、施行日以後に着手する場合であっても経過措置の対象となる。手付金の収受は、経過措置の適用の有無には関係がない。

5. 工期の遅れ

指定日以後の契約で完成予定が遅れ引渡しが行われた場合は、新税率が適用される。工期が遅れた場合の消費税の取扱いについて請負会社と施主との間で取決めを交わしておく必要がある。

6. 住宅ローン控除

平成25年9月末までに契約を締結する場合には、消費税率は5%となるが、住宅ローン控除については現行の控除限度額のままとなる。

7. 総額表示の特例

現在の消費税法は、総額表示を義務づけているが、平成25年10月1日から平成29年3月31日まで、税抜価格表示が認められる。

おわりに

消費税を負担するのは消費者であり、納税するのは事業者（預り金的性格）であるが、事業者は消費者に消費税を確実に転嫁して行かないと利益を圧縮し、経営戦略上重大な問題となることに十分留意すべきである。

次代の都市づくり 環境づくりを目指して



国土交通省認定 M グレード
豊鉄工建設株式会社
鋼構造物工事・耐震補強鉄骨工事
〒321-3221 栃木県宇都宮市板戸町 3048-1
TEL 028-667-1693 FAX 028-667-6479
yutaka@yutaka-tk.co.jp

国土交通省認定 H グレード
氏家工業株式会社
鋼構造物工事業
〒321-0403 栃木県宇都宮市下小倉町 3725
TEL 028-674-3291 FAX 028-674-2895
kawasaki_ujiie@syd.odn.ne.jp

コラム

日本の製造業復活に FM の視点を

広報・渉外委員 大高 宣光

製造の現場の今と昔

高度成長期と呼ばれたかつての製造の現場では、各社の最先端の製造ラインが稼働する工場の建物と、そのインフラを守るため、多くの「工務」「施設」「建築」等と会社によりその組織の呼び名は異なりましたが、建築保全系の技術職の方々も働いていました。

会社の生産規模は右肩上がりであり、工場の拡張は生産設備に先立ち待った無しの中で増改築工事が進められました。生産設備の増設計画は当然自社の本業ですので、最先端の技術者が集められ、その生産設備を納める器としての工場建屋の設計は、これも本社に所属する建築の技術職か、出入りのゼネコンの営業企画の中で検討され、設計・施工となりました。

一方、工場の現場では、新しく完成する建屋の規模とともに建築保全系の技術者の数も増え、その会社の生産設備を支える縁の下の力持ちとして働いていました。それから30年、円高の進行と共に多くの生産の現場が国内から海外に移転し、国内に残る工場は高付加価値の少量生産品を扱う程度か、最終のアッセンブリーを扱うだけとなり、建物の規模こそそのまま変わりませんが、そこに勤務する社員の数は最盛期から比べると1/3から1/5となりました。

当然建物の維持管理に掛けられる費用も人員も、この状況に合わせた削減が必須となり、建築技術者の新規採

用が無かった事はもちろんですが、工場の拡張時期から工場建屋の保全業務を長く扱ってきた「生き字引」の様な人がまだこの工場にも居ましたので、この人的資産に支えられて国内の工場は守られてきました。

振り返るに、今の各社には既にこの「生き字引」と呼ばれた方々も既に退職され、工場の規模から法律上配置の義務がある電気主任技師だけが継続して配置されているだけなのが各社の実情ではないでしょうか。

更に利益が出る大規模な増改築工事の発注も既に無くなったことから、以前は様々な企画書を書いてくれたゼネコンからの企画書も届かなくなりました。この様な状況は何も大規模な機械の工場や電気の工場を抱える大企業の話だけでは無く、中小の食品業界まで同様な傾向が見られます。

オフィスビルの現場とFM

一方でオフィスビルに目を移すと、新たに設立された日本ファシリティマネジメント推進協会が1997年に第一回の認定ファシリティマネジャー資格試験を実施し、2,132人の認定ファシリティマネジャーが誕生した後は、建設会社もビル管理会社も更に家具メーカーまでもが競って「FM」とは何かを学び、建物の設計・建設から運営維持管理にこのFM手法を展開していきました。さらにファシリティマネジメントだけではなく、アセットマネジメント、プロパティマネジメント手法と組み合わせ、効率的で費用対効果の高いビル管理手法が広く実現しています。

この結果が見事に表れたのが、3.11以降続いた電力削減施策でした。この時国内全てのビルがこの施策に対応できたことに日本のビル管理業界の技術力の高さが表れています。また一方では建物の証券化が進む中、少々行き過ぎとも思える程のビル管理コストの削減が行われ、この費用対効果の管理競争が激化するほどにFM手法による管理が益々重要となっています。





不動産関連費用の把握と権限

さてもう一度生産の現場に目を移します。今の工場に掛かっている固定資産税額、光熱水費他の年間維持管理費と年間の修繕費の合計、さらには建設投資を伴う模様替え工事費の合計額は毎年かなりの額になっている事と思いますが、これらの費用と工場の将来的な建て替え、移転や売却などまでも考慮した中長期計画を随時見直し、この計画に連携した年間保全計画として次年度の修繕工事が検討されていますか？

3.11以降の耐震対策としてこれまで進められてきた新耐震基準だけでは事業継続計画(BCP)上不十分なことが明確になり、主要構造部以外の二次部材と建築設備まで含めた総合的な耐震改修計画が必要となっています。更に工場建屋とその中に置かれる製造設備との強度の整合性が大変重要になっていますが、これを誰が検討していますか？

景気回復とともにこれまで先延ばしとなっていた国際会計基準の対応に向けた準備が始まると思われませんが、先進各国の中で建物の使われ方に関わらずその構造と用途だけで償却期間が一律となっているのは日本だけです。この固定資産簿見直し作業に於いては固定資産簿と現状の突き合わせの為に、現況図の整備は不可欠となりますが、これを誰が検討していますか？

これらの土地・建物に関わる総合的なマネジメントができる人材が、既に本社にも現場にも居なくなっているのが現状ではないでしょうか？ 中には「うちはゼネコンからOBに来てもらっているのだから大丈夫。」と回答が返ってくる場合がありますが、工事の現場監督とファシリティマネジャーは全く別の業務領域ですので、修繕工事の手配はできても、BCPやIFRSの話にはついて来ることができないのが一般的な状況です。実際に今年の自社工場の年間修繕費が円/年・㎡で幾らになっているのかを聞いてみてください。もしその方が即答できれば、FM的な取り組みや考え方で修繕管理レベルを心掛けている証拠です。何故ならば、ファシリティマネジャーがマネジメント業務を行う上で、この平米単価は建物のラ



イフサイクルコストの管理指針として大変重要な数値とされているからです。

終わりに

日本ファシリティマネジメント協会(元の日本ファシリティマネジメント推進協会)の会員構成を見ると、製造業の現場に勤務する人が少ない事からも容易に想像できることですが、日本の製造業各社の抱える共通の問題として、FM的な管理手法の確立が日本経済の復活には大変重要な課題であると思えます。

筆者がこれまでお会いしてきた各社の状況を見る限り、このFM的な管理手法が整っている会社は一部上場企業でもほんの僅かしか無いと思われま。円安やTPP、更には製造現場の国内回帰が一部に見える中で、まずは本社の財務部門または総務部門に『自社が今必要とするFM的管理とは何か』を共に考え指導できるFMコンサルタントを置く事から始める必要があります。FMが現場からのボトムアップで成功した例はありません。

更にこの業務はファシリティマネジャー試験に合格していれば誰でもできるという仕事ではありません。御社の数億、数百億を超える土地建物の資産についてマネジメント業務を担当するので、過去の業務実績や経験を十分に評価した人選が必要です。その上で将来に向けた施設管理の組織作りから、FM管理に必要なデータベースの作成までをどのように進めるのか。今この検討から取り掛かることが日本の製造業の復活に向けてとても重要な時期に来ていると思えます。

コラム

会津藩主松平容保公、東照宮宮司となる

広報・渉外委員 中村 清隆

会津戦争後の会津藩主松平容保

去年の大河ドラマ『八重の桜』で、会津に注目が集まった。会津人といえば、会津街道を2時間かけて栃木に来て建築現場で仕事をし、2時間かけて帰って行く。暑くても寒くても泣き言を言わず、もくもくと堅い仕事をする我慢強い人たちという印象がある。

会津藩は23石から3万石に減俸され、青森県の斗南に移封される悲しい運命をたどった。会津藩主松平容保公は、会津戦争後どうなったのだろうか。その後の彼は、なんと日光東照宮宮司として、日光と深い関係を持つことになるのである。

松平容保公は会津戦争の後、明治2年まで因幡国鳥取藩に幽閉、明治4年まで紀伊国和歌山に預け替え、その後陸奥国斗南藩に預け替えになって、明治5年に赦免された。5年間不本意な日々を送っていたのである。

一方神仏分離政策をとる新政府は、日光二社一寺で僧形で神社に仕えていた社僧、別当らに対し、神社から仏の臭いを締め出そうとしていた。新たに東照宮の祭儀を総括する役職が必要になり、それが宮司という職だった。

松平容保公は明治13年に日光東照宮5代目の宮司として指名された。同時に会津藩の家老であった西郷頼母も宮司を補佐する禰宜職に就任している。西郷頼母は明治になって名字を変えて、保科近慮(ちかのり)と名乗っていた。幕末会津藩の主従は日光で再会を果たし、協力して日光東照宮の保全に尽力されたのだ。

明治初期の東照宮は、旧幕府からの庇護を失い、経済的に困窮して社殿修理に困難をきたすあり様。そうした中で、社寺長職を中心として、東照宮をはじめ二社一寺(二荒山神社、東照宮、輪王寺)を維持するため、明治12年に保晃会を組織する。会の初代会長に松平容保公を迎えて、日光山を守るために奉賛活動を行った。松平宮司も旧幕府関係者に自ら奉賛を募る書状をしたた

めるなどして、活動を推進されたと伝えられている。明治26年正三位叙任し、同年(1893年)12月5日に東京小石川の自邸にて肺炎のため死去。享年59。

日光東照宮が豪華絢爛な社殿を維持できたのは、この松平容保宮司と保晃会の活動があったお蔭である。

保晃会について

東照宮参道を東照宮に向かって左手二荒山神社方向に折れると、左手に東照宮宝物館が見えてくる。現在「松平容保宮司と明治の奉納品」特別展示開催中である。

宝物館の東側から南面にかけて「浩養園」という庭園がある。園内の興味深い記念碑の数々の中の一つに『保晃会之碑』(著:勝安房(海舟))がある。石碑を石巻から特別な汽車で運び、字も文も勝海舟が書いたという。高さ約6m、幅2m、奥行き30cm。

保晃会を顕彰する石碑を勝海舟が手掛け、勝海舟の「氷川清話」にもその消息が語られてる。

〔氷川清話〕(勝海舟)

おれは一体、日本の名勝や絶景は嫌いだ。皆規模が小さくてよくない。試みにシナに行って揚子江に臨むと、実に大海のように思われる。また、米国に行つて金門〔湾〕にはいっても気分が清々する。

.....中略.....

しかし日光はやや規模が大きいから、欧米の土地を踏んで来た人に見せても、けっして恥ずかしくない。将来きっと繁昌するだろうよ。土地の人も、繁昌すれば火事の恐れがあると思って、先年数万坪の公園を作ったが、石碑は、その公園のまん中にあるのだ。字も文も皆おれの手際だ。字体は竹添〔井々〕などが調べてくれたが、書き馴れぬ字だから、なかなか骨が折れたよ。石は石巻の産だが、こんな大きな石はけっして他にはないそうだ。特



東照宮宝物館



保晃会の碑



碑の銘板(石が割れている)



大正15年保晃会解散の碑



別の汽車で送ったのだが、建立までには確かに7千人も人夫を使ったであろうよ。人の力も集めると大したものさ。(かくて碑面の石摺を示さる。その大きさは十畳の座敷にあふる)

新島襄と札幌農学校クラーク博士の逸話

北海道の札幌農学校といえば必ず出てくる先生、クラーク博士。「ボーイズ・ビー・アンビシャス」

アメリカの大学の学長だったクラーク博士を招いたのは、当時北海道開拓使長官だった黒田清隆である。黒田は、戊辰戦争の最終段階で五稜郭を攻めた。この時の経験から、「北海道を日本国民の新天地にしたい」と思い始めた。

外国の中で北海道と似たところから専門家を招きたいと考えた結果、マサチューセッツ州の農業大学学長だったクラーク博士に依頼したということである。

しかし、なぜクラーク博士が異境の地北海道に来てくれたのか。そこに新島襄が登場するのである。

クラーク博士は、農業大学の学長に就任する前、アマースト大学で科学を教えていた。学生の一に日本人留学生第一号の新島襄がいた。新島は、誠実で、ウソをつかないし、人をだまさない。また、勤勉でとにかくよく勉強する。クラークが質問してもハキハキと的確な返事をする。すっかり気に入ってしまった。

「新島が日本の青年の代表だとすると、さぞかしほかの青年もすばらしいにちがいない」とクラークは思った。

実は、新島は密航者であった。上州(群馬県)安中藩の藩士だった彼は、徳川幕府の軍艦操練所(海軍兵学校)に入って日本国内を船で見学するうち、アメリカも見たいとなった。「すぐれた西洋文化をこの眼でしっかり見て、鎖国で遅れてしまった日本に取り入れたい」彼の勉学は必死なものになった。

クラークは、「新島のような青年をたくさん指導したい」という意気に燃えて札幌農学校にやってきたのである。(童門冬二さんのエッセイから要約引用)

クラークは、マサチューセッツ農科大学の1年間の休

暇を利用して訪日するという形をとり、実質札幌滞在は8ヶ月間であった。

【新島襄の略歴】

- 元治元年(1864年)箱館港から米船ベルリン号で密航する。
- 慶応元年(1865年)7月、ボストン着。
- 慶応2年(1866年)12月、アンドーヴァー神学校付属教会で洗礼を受ける。
- 慶応3年(1867年)にフィリップス・アカデミーを卒業。
- 明治3年(1870年)に名門校アマースト大学を卒業(理学士)日本人初の学士学位取得。
- 初代の駐米公使となった森有礼によって正式な留学生として認可される。
- 明治5年(1872年)、アメリカ訪問中の岩倉使節団と会う。襄の語学力に目をつけた木戸孝允は、自分付けの通訳として使節団に参加させた。襄は使節団に参加してニューヨークからヨーロッパへ渡り、フランス、スイス、ドイツ、ロシアを訪ねた。その後ベルリンに戻って約7カ月間滞在中、使節団の報告書『理事功程』を編集した。これは、明治政府の教育制度にも大きな影響を与えた。
- 欧米教育制度調査の委嘱を受け、文部理事官・田中不二麿に随行して欧米各国の教育制度を調査した。
- 明治7年(1874年)、アンドーヴァー神学校を卒業する。
- 明治8年(1875年)9月、宣教師志願者の試験に合格し、教師に任職される。身分は「日本伝道通信員」
- 同年10月、アメリカン・ボード海外伝道部の年次大会で日本でキリスト教主義大学の設立を訴え、5,000ドルの寄付の約束を得る。

【参考】

吉田松陰は、安政元年(1854年)密航に失敗し、安政6年(1859年)10月死刑となる。享年30。



松平容保



西郷頼母
(保科近恵(ちかのり))



新島 襄



クラーク博士

「告示15号」は大切な宝物

有限会社 日事連サービス
相談役 中川孝昭

設計報酬は事前に決定しておく

東京都建築士事務所協会が毎年開催する新規登録事務所を対象とする実務講習会用の教材として「これからの建築士事務所」というテキストがあります。その執筆者の一人として、以前から私は、その編集のお手伝いをしています。2011年1月31日付で全面改訂されたときには、第7章「業務紛争と予防策」を担当しました。設計業務の企画・調査段階から近隣紛争に至るまで、業務の流れに沿う形で38件の紛争事例をご紹介します。事故予防の情報として、参考にしていただけるはずですよ。

この章は、旧版では「業務報酬」の話題から書き起こされてきました。「報酬の未払いはなぜ起こるのでしょうか」という話題に始まり、8つの事例が7ページに及ぶスペースを割いて、取り上げられていました。設計報酬は、事務所経営上で最も大切なファクターの一つのようですが、章のつけからこの話題では、「金のために働いているんじゃない！」と叱られるかもしれません。そこで、改訂版では38例の中に紛れ込ませました。

「金」のことを言いたすことは、往々にして、その人物の品格が問われることにもなりかねません。「おもてなし五輪」の実現で活躍した猪瀬知事も、5000万円で炎上しそうになっています。金銭について、私たち日本人の持つ独特の価値観があります。日ごろはなるべくそのことには触れないようにするか、「お気持ち程度で結構です」と遠慮がちに言ったり「チョコレート」と言い換えるなど、必要に応じて涙ぐましいほどの努力をしながら生きてきました。何かというと、「東京生まれの江戸っ子でッ！」などと言いたす筆者のような輩は、やたらと恰好をつけたがります。2012年10月発行の、本誌上で拙稿「アスベストを使っていた・保険が使えますか」という話題を提供しました。その締めくくりに「なんでもお金に変えてしまう『あさましい』人間にはなりたくない」などと、偉そうに叫んでいます。子供のころに、お年玉の中味をその場で確かめようとすると、親からたしなめられたりして育ったせいです。

何はともあれ、仕事に取りかかる前に、大事な設計報酬のことはきちんと決定しておかないと、トラブルがもとで

苦労が水泡と帰すことになるのです。まして、建築というのは、常に、大金のかかることですから、その支払いが分割となるのが普通です。そして、最後の一塊は、竣工引き渡し後の支払いとなるのが習わしのようなものです。そのとき値切る算段をする発注者がいます。その常套手段は、仕事の成果にケチをつけることです。

業界の慣行を作り上げる

そのような目に合わないためには、何よりも設計ミスを犯さないことなのですが、設計報酬の確保ということ言えば、国交省の「告示15号」を軸に、みなさんの努力で業界の慣行を作り上げてゆくことが必要だと思えます。旧聞に属しますが、判例時報722号に1973年8月8日高松高裁判決が紹介されていました。「報酬額の約定のない建築設計の請負契約において、業界内部の基準、当事者間の従前の慣行、仕事の規模、内容、程度等の諸事情を斟酌して報酬を決定した例」とありました。(アンダーラインは筆者)

栃木会内部で価格統制をしたりすると、独禁法に抵触することになります。あくまでも自由競争の中で、会員同士の暗黙の了解事項として定着を図ることです。±20%が限度であると考えます。もし、「告示15号」を大きく逸脱するライバルが現れたときには、勇気ある撤退を決断することが大事です。

「無理が通れば、道理が引込む」古来わたしたち日本人が大事にしてきた言葉です。どこかで、不誠実な取り組みをしない限り、安く買いたたかれた穴が埋まることはないでしょう。それは、いずれ建築主との信頼関係を危うくし、紛争の火種をつくりかねません。価格競争の真ただ中へ首を突っ込んでしまったが最後、そこから浮かび上がることはなかなかできなくなるでしょう。言い方は悪いですが、一生「ヤツツケ仕事」で済ませて、ハラハラ・ドキドキする道を選ぶリスクを冒すのか、信念を通して高品質で勝負し安定を目指すのか。みなさんにとって「告示15号」は、守るべき大切な宝物なのだと思います。

(平成25年12月12日寄稿)



新入会員の紹介



氏 名 **水原 清** (みずはら きよし)
 事務所名 **建築工房 源一級建築士事務所** 〒329-0434 下野市祇園1-22-3 201
 TEL/FAX TEL.0285-40-1110 FAX.0285-40-1111
 管理建築士 1級第134224号 宇梶 文男 事務所登録 (A)3255号

新賛助会員の紹介

株式会社サンハロー

代表取締役 **栗田 幸智**

住所 〒324-0063 大田原市町島190
 TEL 0287-23-8686 FAX 0287-23-8888
 H P <http://www.nasu-net.or.jp/>

営業品目・取扱商品名

- 反射加熱材 (厚さ0.2ミリ)
- 省エネガラスコーティング
- 不倒・デザイン・色彩自由自在の塀
- 健康木炭塗料
- 完全無害・半永久効果 白アリ防除

営業地域 日本国内及び一部海外

株式会社KAコーポレーション

代表取締役 **小林 宣彦**

住所 〒329-1207 塩谷郡高根沢町花岡1529
 TEL 028-676-1966 FAX 028-678-4310
 E-mail ka.0215@tbz.t-com.ne.jp

営業品目・取扱商品名

- 足場工事・内装工事・塗装工事

営業地域 全国

平河ヒューテック株式会社 古河事業所

代表取締役 **宇梶 大**

住所 〒306-0232 茨城県古河市東牛谷1144
 TEL 0280-98-0025 FAX 0280-98-4427
 H P <http://www.hewteck.co.jp/>
 E-mail fumito.kuramochi@hewteck.co.jp

営業品目・取扱商品名

- ①電線
 - ②ネットワーク機器・光中継システム・蓄電システム
 - ③医療チューブ
- 等の開発・設計・製造・販売

営業地域 日本国内

株式会社左建

代表取締役 **君島 淳**

住所 〒329-1104 宇都宮市下岡本町2002-15
 TEL 028-678-2244 FAX 028-678-2245
 H P <http://saken-ut.com>
 E-mail info@saken-ut.com

営業品目・取扱商品名

- 左官・タイル

営業地域 栃木県内全域・近県

あなたは何を選びますか？



ファクティスは環境マネジメントシステム ISO14001の認証取得工場です

紙、フィルム、CD・DVD、テレビ、ビデオ、インターネット……
 自由にメディア (媒体) をお選びください。
 メディアに合わせて、あなたの「伝えたい」を「カタチ」にいたします。

株式会社 松井ピ・テ・オ・印刷

本社/〒321-0904 栃木県宇都宮市陽東五丁目9番21号
 phone.028(662)2511 fax.028(662)4278
 URL <http://www.pto.co.jp/pto/> E-mail s@pto.co.jp

協会日誌

7月

2・建築設計三会意見交換会	日事連会議室で開催	(佐々木宏幸会長出席)
3・耐震診断・改修設計委員会	建築技術教育普及センター会議室で開催	(佐々木宏幸会長出席)
5・日事連事務局連絡会議	銀座東武ホテルで開催	(藤田公行事務局長出席)
8・公共建築設計懇談会意見交換会	日事連会議室で開催	(佐々木宏幸会長出席)
10・耐震事前審査会開催	協会会議室で開催	
10～12・第49回建設展・第22回A P展開催	マロニエプラザ 入場者数4,000名	(業務運営委員会)
12・広報・渉外委員会開催 ・建築相談会開催	マロニエプラザ小会議室で開催 協会会議室で開催	
16・耐震判定会開催	協会会議室で開催	
17・コスト研耐震診断委員会	一般財団法人建築コスト管理システム研究所会議室で開催	(佐々木宏幸会長出席)
18・平成25年度官公需確保対策地方推進協議会	県庁本館9階会議室で開催	(藤田公行事務局長出席)
19・平成25年度栃木県建設事業関係功労者知事表彰授賞式	栃木県公館大会議室	(深津喜一監事受賞)
19～20・日事連関東甲信越ブロック協議会 (佐々木宏幸会長・三柴富男副会長・佐治則昭副会長・夏目公彦副会長・安藤寛樹専務理事・田村哲男常務理事・藤田公行事務局長出席)	新潟市ホテル日航新潟で開催	
23・基本問題検討特別委員会	日事連会議室で開催	(佐々木宏幸会長出席)
24・定例常任理事会開催(14:00～)・定例理事会(15:00～)開催 ・平成25年度栃木県住宅耐震推進協議会通常総会開催 ・栃木県管工事業協同組合連合会通常総会懇親会	協会会議室で開催 協会会議室で開催 ホテル東日本宇都宮で開催	(佐々木宏幸会長他関連団体役員12名参加) (佐治則昭副会長出席)
26・広報・渉外委員会開催	協会会議室で開催	

8月

8月～9月 平成25年度小山工業高等専門学校インターンシップ実習生6名受入れ	*8月中旬～9月中旬まで(6設計事務所5日間受入れ)	
2・建築設計三会意見交換会 ・建築相談会開催	日事連会議室で開催 協会会議室で開催	(佐々木宏幸会長出席)
5・平成25年度住宅フェア栃木実行委員会第2回理事会	とちぎ福祉プラザで開催	(藤田公行事務局長出席)
6・業務・技術委員会、国交省意見交換会	日事連会議室で開催	(佐々木宏幸会長出席)
7・耐震事前審査会開催 ・歴史建造物に関する条例検討委員会開催	協会会議室で開催 協会会議室で開催	
9～11・第37回建築士事務所全国大会(三重大会)	三重県営サンアリーナで開催	(佐々木宏幸会長以下34名出席)
12・耐震判定会開催	協会会議室で開催	
20・とちぎ住宅フェア出展者説明会	とちぎ福祉プラザで開催	(小林基理事出席)
21・業務運営委員会	協会会議室で開催	
22・定例常任理事会開催	協会会議室で開催	
26・木造住宅の耐震診断と補強方法講習会	自治会館大会議室で開催(参加者98名)	
27・宇都宮市管工事業協同組合創立60周年祝賀会	宇都宮グランドホテルで開催	(佐治則昭副会長出席)
28・耐震改修設計部会	建築技術教育普及センター会議室で開催	(佐々木宏幸会長出席)

9月

4・耐震事前審査会開催 ・建築設計三会意見交換会	協会会議室で開催 日事連会議室で開催	(佐々木宏幸会長出席)
5・定例常任理事会開催	協会会議室で開催	
10・耐震判定会開催	協会会議室で開催	
11・教育・情報委員会 ・歴史建造物に関する条例検討委員会開催	協会会議室で開催 協会会議室で開催	
13・日事連通常理事会 ・耐震改修設計WG	日事連会議室で開催 建築技術教育普及センター会議室で開催	(佐々木宏幸会長出席) (佐々木宏幸会長出席)
17・平成25年度第二期「建築士定期講習会」開催 ・基本問題検討特別委員会	パーティとちぎ男女共同参画センターで開催 日事連会議室で開催	(参加者32名) (佐々木宏幸会長出席)



- | | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------|
| 18・公共建築設計懇談会 | 日事連会議室で開催 | (佐々木宏幸会長出席) |
| 19・耐震診断部会 | 日事連会議室で開催 | (佐々木宏幸会長出席) |
| ・耐震事前審査会開催 | 協会会議室で開催 | |
| ・業務運営委員会 | 協会会議室で開催 | |
| 20・定例常任理事会開催(14:00～)・定例理事会(15:00～)開催 | 協会会議室で開催 | |
| ・経営委員会開催 | 協会会議室で開催 | |
| 24・新商品・新技術講習会 | パーティとちぎ男女共同参画センターで開催 | (参加者43名) |
| ・「2013年度石油セミナー」 | 宇都宮グランドホテルで開催 | (田村哲男常務理事・藤田公行事務局長出席) |
| 25・日事連業務技術委員会 | 日事連会議室で開催 | (佐々木宏幸会長出席) |
| ・耐震判定会開催 | 協会会議室で開催 | |
| 26・日事連関東甲信越ブロック協議会 | 日事連会議室で開催 | |
| | (三柴富男副会長・佐治則昭副会長・夏目公彦副会長・藤田公行事務局長出席) | |
| ・国土交通省「建築物の天井脱落対策に係る技術基準」説明会 | 三田共用会議室で開催 | (佐々木宏幸会長出席) |

10月

- | | | |
|------------------------------------|------------------|--|
| 3・とちぎの元気な森づくり県民会議第2回木づかい推進部会 | 県庁昭和館2階多目的室で開催 | (藤田公行事務局長出席) |
| 4・東京ガス株式会社 千住テクノステーション・東京イースト21見学会 | | (佐々木宏幸会長以下26名参加) |
| ・平成25年度建築技術検定・建築製図検定問題作成委員会 | 栃木県建設産業会館で開催 | (夏目公彦副会長出席) |
| 5～6・平成25年度建築士事務所キャンペーン | | (建築セミナー 参加者42名) |
| とちぎ住宅フェア2013実施 | マロニエプラザにて開催 | (参加者 約4,000名) |
| 7・歴史建造物に関する条例検討委員会開催 | 協会会議室で開催 | |
| 9・定例常任理事会開催 | 協会会議室で開催 | |
| ・総務・企画、業務運営、青年の会合同委員会開催 | 協会会議室で開催 | |
| 16・教育・情報委員会開催 | 協会会議室で開催 | |
| ・業務運営委員会開催 | 協会会議室で開催 | |
| 21・耐震診断事前審査会開催 | 協会会議室で開催 | |
| 22・耐震改修設計部会 | 建築技術教育普及センターで開催 | (佐々木宏幸会長出席) |
| 23・日事連基本問題検討特別委員会 | 日事連会議室で開催 | (佐々木宏幸会長出席) |
| ・住宅の耐震普及ローラー作戦事前打ち合わせ | 県庁研修館402会議室で開催 | (君島広之理事以下4名出席) |
| 24・耐震診断事前審査会開催 | 協会会議室で開催 | |
| 25・耐震診断判定会開催 | 協会会議室で開催 | |
| 30・定例常任理事会(14:00～)・定例理事会(15:00～)開催 | 協会会議室で開催 | |
| ・(一社) 栃木県設備業協会との懇談会 | 宇都宮東武ホテルグランデで開催 | (佐々木宏幸会長・三柴富男副会長・佐治則昭副会長・夏目公彦副会長・藤田公行事務局長出席) |
| 31・政策懇談会 | 栃木県職員会館ニューみくらで開催 | (佐々木宏幸会長・佐治則昭副会長出席) |

11月

- | | | |
|--------------------------|----------------------------|------------------------------|
| 6～7・住宅の耐震普及ローラー作戦実施 | 県内各市町で開催 | (参加者18名) |
| 11・日事連関東甲信越ブロック協議会会長会議 | 東京ルノワール会議室で開催 | (佐々木宏幸会長出席) |
| ・平成25年度栃木県建設雇用改善推進大会 | ホテル東日本宇都宮で開催 | (三柴富男副会長出席) |
| ・栃木県建設産業団体連合会専務理事・事務局長会議 | ホテル東日本宇都宮で開催 | (藤田公行事務局長出席) |
| 13・コスト管理標準化研究会 | 一般財団法人建築コスト管理システム研究所会議室で開催 | (佐々木宏幸会長出席) |
| ・栃木県マロニエ建築賞表彰式 | 県庁東館4階講堂で開催 | (三柴富男副会長・藤田公行事務局長出席) |
| ・教育・情報委員会開催 | 協会会議室で開催 | |
| 14・日事連四会約款委員会 | 日事連会議室で開催 | (佐々木宏幸会長出席) |
| ・耐震改修設計部会 | 建築技術教育普及センターで開催 | (佐々木宏幸会長出席) |
| ・平成25年度「土木の日」の集い | 宇都宮東武ホテルグランデで開催 | (佐治則昭副会長・夏目公彦副会長・田村哲男常務理事出席) |
| 15・理事会に関する一般法人法の解説講習会 | ホテルJALシティ田町で開催 | (藤田公行事務局長出席) |

- | | | |
|------------------------------------|----------------------|--------------|
| 15・経営委員会開催 | 協会会議室で開催 | |
| ・広報・渉外委員会開催 | 協会会議室で開催 | |
| 18・平成25年度安全・安心の道づくりを求める県民会議 | 栃木県総合文化センターサブホールで開催 | (参加者10名) |
| 19・業務運営委員会開催 | 協会会議室で開催 | |
| 20・耐震診断事前審査会開催 | 協会会議室で開催 | |
| 21・平成25年度第三期「管理建築士講習会」開催 | パーティとちぎ男女共同参画センターで開催 | (参加者8名) |
| 22・歴史建造物に関する条例検討委員会開催 | 協会会議室で開催 | |
| 25・耐震診断判定会開催 | 協会会議室で開催 | |
| 26・定例常任理事会(14:00～)・定例理事会(15:00～)開催 | 協会会議室で開催 | |
| 29・栃木県建設産業団体連合会専務理事・事務局長会議 | 栃木県建設産業会館で開催 | (藤田公行事務局長出席) |

12月

- | | | |
|--|----------------------|--|
| 3・「実務者のための工事監理ガイドラインの運用解説講習会」開催 | パーティとちぎ男女共同参画センターで開催 | (参加者35名) |
| 4・栃木県建設産業団体連合会建築関係に係る団体意見交換会 | 栃木県建設産業会館で開催 | (佐治則昭副会長・岡田裕理事・藤田公行事務局長出席) |
| 5・日事連政経フォーラム | 銀座東武ホテルで開催 | (佐々木宏幸会長・藤田公行事務局長出席) |
| ・日事連全国会長会議 | 銀座東武ホテルで開催 | (佐々木宏幸会長・藤田公行事務局長出席) |
| ・日事連関東甲信越ブロック協議会会長会議 | 大栄会館会議室で開催 | (佐々木宏幸会長出席) |
| 6・自由民主党建築設計議員連盟総会 | 自由民主党本部会議室で開催 | (佐治則昭副会長出席) |
| 10・日事連関東甲信越ブロック協議会 | 日事連会議室で開催 | (佐々木宏幸会長・三柴富男副会長・佐治則昭副会長・夏目公彦副会長・藤田公行事務局長出席) |
| ・教育・情報委員会開催 | 協会会議室で開催 | |
| 12・定例常任理事会(14:00～)・定例理事会(15:00～)開催 | 協会会議室で開催 | |
| 13・歴史建造物に関する条例検討委員会開催 | 協会会議室で開催 | |
| ・宇都宮地方裁判所平成25年度民事研究会 | 宇都宮地方裁判所会議室で開催 | (小林基理事出席) |
| ・建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴う相談窓口の設置に関する説明会 | 東海大学校友会館会議室で開催 | (佐治則昭副会長・夏目公彦副会長・鈴木忠雄事務局次長出席) |
| ・建築相談会開催 | 協会会議室で開催 | |
| 16・耐震診断事前審査会開催 | 協会会議室で開催 | |
| 17・「建築物の天井脱落対策に係る技術基準の解説」講習会開催 | パーティとちぎ男女共同参画センターで開催 | (参加者66名) |
| 18・業務運営委員会開催 | 協会会議室で開催 | |
| 19・広報・渉外委員会開催 | 協会会議室で開催 | |
| 20・耐震診断判定会開催 | 協会会議室で開催 | |

賛助会の皆様へ

広告掲載のお願い

協会では会報に掲載する広告を募集しています。

掲載料は下記のとおりです。

会報広告
掲載料

A4版 1P (178×239) = 50,000円
1/2P (178×116) = 30,000円
1/4P (178× 57) = 20,000円

協会活動通信

10/4

東京ガス「熱と電気のエネルギーソリューション展」



見学した東京イースト21の模型



東京ガスのコンセプトルーム

10/5～6

平成25年度建築士事務所キャンペーン
とちぎ住宅フェア2013
(マロニエプラザ)
セミナー
「安心して家を建てるには」



1/8

栃木県建設産業団体連合会
賀詞交換会



編集後記

新井：今回はしっかり原稿を読んで何点か校正しました。

君島：あけましておめでとうございます。

慣れない編集も慣れてきた感じですか？

栗原：2回目の成人式を迎える節目の年、2014年。

編集もがんばります。

大武：新年号らしい内容に出来たと思います。

中村：今年もよろしくお願いします。

HPも新しくなったし、良いスタートです。

大高：アベノミクス効果、今年はここまで届くかな？

横松：今回、あまり参加できず申し訳ありませんでした。

永野：年明け早々39度の熱を出し、同じ日に愛車も壊れました。今年も前途多難な一年になりそうです。

酒井：新年おめでとうございます。

40代も最終コーナー、心身ともに鍛錬いたします。



発行所

一般社団法人 栃木県建築士事務所協会

会長 佐々木宏幸

〒320-0032 宇都宮市昭和二丁目5番26号
TEL 028(621)3954 FAX 028(627)2364
HP : <http://www.tkjk.or.jp/> E-mail : info@tkjk.or.jp